

令和4年1月12日

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿

新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言

公明党新型コロナウイルス感染症対策本部
公明党新型コロナウイルスワクチン接種対策本部

新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」が世界を席卷する中、我が国においても急速に市中感染が進みつつあるとともに、感染者数も急増している。オミクロン株による感染の第6波の様相を呈していることを踏まえた対策が必要である。

そこで、公明党新型コロナウイルス感染症対策本部並びに公明党新型コロナウイルスワクチン接種対策本部として以下の通り、緊急提言する。政府におかれては速やかに対応されたい。

記

1. オミクロン株への対応

- ① オミクロン株の感染力や重症化リスク等について早期に分析を行い、現在のワクチン接種の有効性や治療薬の効果などについても早期に検証し、きめ細やかな情報共有・情報提供を行うこと。あわせて、オミクロン株の分析・検証結果や諸外国の状況、社会経済活動維持等の観点から、オミクロン株に合った陽性者や濃厚接触者の対応の見直しを早急に検討すること。

- ② オミクロン株の迅速な検知に向けた検査体制を早急に整備すること。感染拡大地域においても行政検査を迅速かつ確実に実施する体制を確保するとともに、行政検査以外のPCR等検査の体制強化も図ること。その際、自治体が必要とする体制整備に係る経費及び検査費用を国が負担するとともに、検査で陽性となった場合に速やかに医療機関を受診するよう周知徹底すること。
- ③ 政府は、「全ての自宅・宿泊療養者について、陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察や診療を実施できる体制」の構築と、「経口薬を陽性反応当日ないし翌日に投与可能な体制」の確保を都道府県に依頼しているが、これらが確実に実施されるよう措置すること。
- ④ オミクロン株についての情報提供をはじめ、感染症対策のための保健衛生用品や消毒の外注など、学校や保育園など子どもが過ごす施設においては、感染対策に必要とする経費支援など、国は迅速かつ着実に取り組むこと。また、コロナ禍において、子ども達の学びの機会の確保が図られるよう、国はICT環境やサポート体制の整備にしっかり取り組むこと。
- ⑤ オミクロン株の感染者の濃厚接触者についても、自治体のPCR検査などで陰性が証明され、受験当日も症状がなく、公共交通機関を使わないという条件を満たせば、別室での受験を可能とする対応を着実に全ての大学などで実施するとともに、濃厚接触者が移動手段を確保できるよう、国がタクシーなど地域公共交通機関などに協力要請を行うこと。併せて、感染して受験できない学生についても、追試などで受験機会の確保に最大限取り組むこと。

2. ワクチン3回目接種の迅速化等

- ① ワクチン3回目接種の前倒しを可能な限り幅広く実施すること。それを可能とするため、速やかに自治体ごとの新たなワクチン配送スケ

ジュール（ワクチン種別ごとの供給予定量、供給時期）を示すとともに、自治体の希望量を確実に確保し、ワクチンが途中で不足する事態を招かないようにすること。

- ② ワクチンの配分について、沖縄県のような感染者が著しく多い地域に対しては、自治体の要求に応じた配分を速やかに配送すること。
- ③ 自治体が保有しているワクチンを有効に活用し、医療従事者や高齢者施設入所者等、一般高齢者に加え、これらの者以外に対する接種前倒しを可能とすること。
- ④ 医療従事者に対する接種は 2 回接種と異なり、ワクチン供給の調整等を市町村が中心となって行うことになるが、これまでと同様に医療機関における接種を希望する場合には、2 回接種の経験をふまえ都道府県が直接に、または市町村を支援して円滑に接種を進めること。
- ⑤ 1 回目・2 回目と異なるワクチンを使う交互相種の安全性や有効性についての科学的知見を収集し、国が責任を持って、交互相種に対する国民の理解を進めながら、交互相種を推進すること。あわせて、ファイザーのワクチン接種を希望する場合は、接種時期が遅くなることを国が国民に対してしっかり周知すること。
- ⑥ 接種券が届いていない高齢者等に対して接種を実施する場合の事務運用を現場の負担を軽減する観点から、速やかに改善すること。
- ⑦ 3 回目接種の加速化を図るため、引き続き都道府県による大規模接種会場の確保に取り組むこと。
- ⑧ 5 歳以上 11 歳以下の子どもへのワクチン接種については、国内では 12 歳未満の感染による死亡例はなく、重症化リスクも低いといわれていることから、接種開始にあたっては、これまで以上にワクチンの効果や副反応について、より分かりやすく丁寧な情報発信を行うことが必要であり、保護者や学校の先生たちに対し、大人用のワクチンと

何が違うのか、そして副反応が出た場合の対応などわかりやすく説明した資料を国が作成し、学校等で活用できるようにすること。あわせて、学校現場でワクチン接種を巡っていじめ等が起きないように、対策を講ずること。

- ⑨ 1回目・2回目の接種が終わっていない若者や外国人、ホームレス等特別な事情を抱えておられる方々のためのワクチン接種機会を引き続き確保するとともに、ワクチンも確保すること。
- ⑩ ワクチン接種は強制ではなくあくまで本人の意思に基づくものであり、未接種を理由とした解雇や減給、接種を採用条件とすることなど不利益な取扱は差別的取扱にあたる可能性が高いことを明確にすること。
- ⑪ ワクチンの有効性と抗体価の関係や副反応などの調査研究を進め、今後のワクチン接種の在り方について検討すること。
- ⑫ マイナンバーカードに旧姓併記している場合は発行できないなど新型コロナワクチン接種証明書アプリの技術的な課題を速やかに解消すること。
- ⑬ 予防接種の実施状況や副反応疑い事例の発現状況を効果的に報告・把握するシステムが必要であり、予防接種の有効性や安全性に関するデータベースを整備すべく、法的措置も含めて検討すること。

3. その他

- ① 感染拡大時の医療提供体制の構築について、平時から着実に準備が進められるよう、財政支援を含め法整備を検討すること。
- ② 保健所を介さずに、診断した医療機関が直接入院調整本部と連携を取ることや地域の医療機関との連携を強化するなど保健所の負担軽減、業務の効率化・簡素化、保健師の派遣を支援するなど、保健所機能の維持・強化を一層図ること。患者である住民に早く保健所がつながる

よう、ICT を活用し、疫学調査、健康観察、療養解除まで一貫した仕組を構築すること。

- ③ 新たなレベル分類と各措置（緊急事態・まん延防止等）との関係やワクチン検査パッケージとの関係について、実務的な整合性を早期に確立すること。
- ④ 患者である住民への生活支援のほか、一般住民への情報提供や相談対応などについて、市町村(保健所設置市以外)の役割を明確化するとともに、都道府県と市町村の患者情報の共有を法定化すること。
- ⑤ コロナの既感染者が増え続ける限り、後遺症で苦しむ方々も増加し続けることとなるため、後遺症対策をより充実させること。中でも、その要となる現在の後遺症のガイドライン(罹患後症状の診療の手引き)は、最も訴えの多い倦怠感への対応や、神経免疫系のアプローチがまだまだ不足しており、エビデンスの収集とともに適時適切に改訂していくこと。また、後遺症に関わる医療データのオープンソース化を図ること。
- ⑥ ワクチン検査パッケージについて、ワクチン 2 回目接種から日数が経過すると感染防止効果が大きく低下することや、今後ワクチン 3 回目接種が進捗することを踏まえた検討を行うこと。
- ⑦ 時短要請に対する協力金の在り方について、認証を取り消す事態が生じていることから、認証店のメリットが非認証店より手厚くなるよう改善すること。
- ⑧ 令和 3 年度補正予算の迅速かつ円滑な執行によりコロナで困っている事業者や生活困窮者等に対する支援を着実に届けるとともに、感染状況を踏まえ、支援の継続等早急に検討すること。

以上